

公益社団法人徳島県労働者福祉協議会

第4期 一般事業主行動計画（変更）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるよう、両立支援のさらなる充実をめざして、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1. 年次有給休暇の取得率を50%以上（全職員平均）にする。

<対策>

平成30年度～	年次有給休暇の過去取得状況を把握する
平成30年度～	各部署で有給休暇取得予定表を作成し、事業委員会で集約する
平成31年度～	事務局会議時等による周知・啓発の実施および取得状況の把握

目標2. 現在導入している看護・介護休暇を無給から一部有給にする。

<対策>

平成30年度～	三役会議、理事会、企画委員会、事業委員会等、機関会議で検討する
平成31年6月	就業規則に規定する
平成31年度～	事務局会議時等による周知の実施

目標3. ライフプラン休暇を導入する。

<対策>

平成30年度～	三役会議、理事会、企画委員会、事業委員会等、機関会議で検討する
平成31年6月	就業規則に規定する
平成31年度～	事務局会議時等による周知の実施